

新潟市排水設備設置資金融資要綱

(昭和44年4月1日決裁)

改正	昭和45年	4月	1日	昭和46年	6月	1日
	昭和47年	4月	1日	昭和49年	6月	24日
	昭和50年	4月	1日	昭和52年	4月	1日
	昭和53年	4月	1日	昭和59年	7月	2日
	昭和60年	4月	1日	昭和62年	4月	1日
	平成3年	4月	1日	平成4年	4月	1日
	平成6年	4月	1日	平成7年	4月	1日
	平成9年	4月	1日	平成10年	4月	1日
	平成17年	3月	21日	平成17年	10月	10日
	平成21年	4月	1日	平成23年	4月	1日
	令和3年	4月	1日	令和5年	4月	1日

(目的)

第1条 この要綱は、下水道の水洗化普及促進及び公設浄化槽の円滑な設置を図るため、排水設備の設置工事等に要する資金の融資に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(融資の対象工事)

第2条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項、新潟市地域下水道条例（昭和58年条例第7号。以下「地域下水道条例」という。）第4条、又は新潟市浄化槽事業条例（平成22年条例第37号。以下「浄化槽条例」という。）第9条の規定による排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗便所へ改造するための工事（以下「工事」という。）とする。

(措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、資金の融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に、予算の定めるところにより資金を預託する。

(融資業務)

第4条 融資業務は、取扱金融機関が行うものとする。

(融資対象者)

第5条 資金の融資を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 排水設備を下水道へ接続する場合は、公共下水道処理区域又は地域下水道処理区域の公示後当該区域内で工事を行うもの、又は新潟市下水道条例（平成7年条例第32号。以下「下水道条例」という。）第24条第1項の許可を受けたものであること。
 - (2) 排水設備を公設浄化槽へ接続する場合は、浄化槽条例第4条第2項の規定による公設浄化槽設置の決定を受けたものであること。
 - (3) 自己資金では工事費を一時に負担することが困難であること。
 - (4) 法人及び団体（自治会・町内会を除く。）でないこと。
 - (5) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、公設浄化槽分担金、下水道使用料、地域下水道使用料及び公設浄化槽使用料を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるものは、融資を受けることができるものとする。

（融資条件）

第6条 融資の条件は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 資金の用途 工事代金に充当するものであること。
- (2) 融資限度額の計算基準は次に定めるとおりとする。
 - ア 排水設備の設置の際にくみ取り便所を水洗便所に改造する場合で大便器1個の場合は100万円以内とし、改造する大便器が2個以上ある場合は2個以上の大便器1個につき20万円以内を増額することができる。
 - イ 排水設備の設置の際に、既存のし尿浄化槽を廃止し污水管を公共下水道、地域下水道又は公設浄化槽へ接続する場合で、廃止するし尿浄化槽1槽の場合は100万円以内とし、廃止するし尿浄化槽が2個以上ある場合は、2個以上のし尿浄化槽1槽につき20万円以内を増額することができる。
- (3) 融資額 融資の額は、工事費の範囲内で市長が決定し、1件5万円（1万円きざみ）以上とする。
- (4) 融資期間 60か月以内
- (5) 融資利息 無利子
- (6) 償還方法 元金均等月賦償還
- (7) 担保及び保証人 指定金融機関の定めるところによる。

（融資の手続き）

第7条 下水道条例第5条第1項に規定する確認申請又は浄化槽条例第11条第1項に規定する承認申請を受理されたもので、融資を希望するものは、排水設備等設置資金融資申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前号に規定する申請書を提出したものが、工事をしゅん工したときは、下水

道条例第7条又は浄化槽条例第13条の規定により工事の検査を行い、検査に合格したときは、工事しゅん工検査合格証を当該申請者に交付する。

- 3 取扱金融機関が申請者に融資金を交付するときは、前号により交付を受けた工事しゅん工検査合格証の提出を求めなければならない。

(利子補給)

第8条 市長は、融資をした取扱金融機関に対し、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの期間ごとに、契約書に定める利率により計算した額を利子補給するものとする。ただし、融資金の返済がない場合は、利子補給しない。

- 2 融資をした取扱金融機関は利子補給額を算定し、新潟市排水設備設置資金融資に関する利子補給請求書を市長に提出しなければならない。

(融資状況の報告)

第9条 取扱金融機関は、毎月末の融資状況を翌月の10日まで、別に定める様式により市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長と取扱金融機関が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正後の新潟市排水設備設置資金融資要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に融資するものについて適用し、この要綱の施行の前日に融資したものについては、なお従前の例による。

(合併に伴う特例)

- 3 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町及び味方村の編入の日(以下「編入日」という)前に、新津市排水設備設置資金融資及び利子補給に関する規程(昭和56年新津市規程第10号)、白根市排水設備設置資金融資規則(平成15年白根市規則第17号)、豊栄市排水設備設置資金融資規程(平成10年豊栄市規程第1号)、小須戸町排水設備設置資金融資及び利子補給に関する規程(昭和61年小須戸町規程第6号)、横越町排水設備設置資金融資及び利子補給要綱、亀田町排水設備設置資

金融資及び利子補給要綱、西川町排水設備設置資金利子補給金交付要綱、味方村排水設備設置資金融資要綱の規定に基づき行われたものについては、なお従前の例による。

- 4 編入前の新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村、及び中之口村の区域において、この要綱の規定により融資を受けることができるものは、第4条第1項の規定により融資を受けることができるもののうち編入日以後に、新潟市下水道条例（平成7年新潟市条例第32号）第5条1項の規定による申請をしたものとする。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

（巻町の編入に伴う特例）

- 2 編入前の巻町の区域において、この要綱の規定により融資を受けることができるものは、第4条第1項の規定により融資を受けることができるもののうち巻町の編入の日以後に、新潟市下水道条例第5条第1項の規定による申請をしたものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 改正後の新潟市排水設備設置資金融資要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に融資するものについて適用し、この要綱の施行の日前に融資したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

排水設備等設置資金
融資申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請人 住所.....

氏名.....

設置等の場所	新潟市		
工事の内容	接続	下水道 ・ 公設浄化槽	
	改造	1 くみ取り便所の水洗化 (大便器改造ヶ所) 2 浄化槽切替え (し尿浄化槽廃止ヶ所)	
施工工事店名			
融資を必要とする理由	排水設備等設置資金を一時に負担することが困難なため		
共同設置の場合の名義人	上水道布設番号 またはメーター番号		下水道事業受益者負担金・分担金 公設浄化槽分担金 通知書番号

添付書類：納税証明書(新潟市制度用)、融資の対象工事に係る見積書

下の欄は記入しないでください。

負 ／ 分 担 金	滞納	確認 印	使 用 料	滞納	確認 印	市 税	滞納	確認 印	受 理： 年 月 日			
										起 案： 年 月 日		
処理区名または地区名				確認番号または承認番号				貸付限度額 円				
伺い この申請を受理してもよろしいで しょうか。									課長	補佐	係長	係